

佐野市告示第348号

佐野市章取扱要綱を次のように定めます。

平成17年11月10日

佐野市長 岡部正英

佐野市章取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市を象徴する公のマークである佐野市章(以下「市章」という。)の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(使用基準)

第2条 市章を使用することができる基準は、次のとおりとする。

- (1) 市の尊厳を損なわないものであること。
- (2) 品位を損なわないものであること。
- (3) 営利又は宗教的活動を目的としないものであること。
- (4) 期間を定めて使用するものであること。
- (5) 市の事業と混同されるおそれのないものであること。
- (6) 佐野市章の制定(平成17年佐野市告示第346号)に定める形状及び色を変更することなく表示できるものであること。
- (7) 市章に隣接して他の図形を配置し、市章の一部と混同されるおそれのないものであること。

(使用の承認)

第3条 市章を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。
- 3 第1項の規定により使用の承認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市章使用申請書(別記様式第1号)に当該使用に係る仕様がわかるものを添えて、市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、使用の承認をするときは市章使用承認通知書(別記様式第2号)、使用を不承認とするときは市章使用不承認通知書(別記様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(承認事項の変更)

第4条 前条第4項の規定により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、承認を受けた事項に変更があったときは、速やかに届け出るものとする。

(承認の取消し等)

第5条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該承認に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を差し止め、又は当該承認を取り消すことができる。

(1) この告示の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な行為により使用の承認を受けたとき。

(3) 使用の承認の条件に従わないとき。

2 前項の規定による措置によって使用者に損害が生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。